

## 宇都宮市空き家等対策地域活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市空き家等対策地域活動費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、近隣に被害や迷惑を及ぼすような空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）における地域が取り組む適正管理などの活動に要する費用を補助することにより、効果的で継続的な空き家等の適正管理などの促進を図ることを目的とする。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、自治会、地域まちづくり組織その他の地域において自主的に公共的な活動を行う、地域ごとに形成された団体（以下「地域活動団体」という。）とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発生抑制活動 空き家等の発生を抑制するための周知啓発などに関すること
- (2) 実態調査活動 地域内の空き家等の把握などに関すること
- (3) 適正管理活動 空き家等の樹木剪定や草刈りなどに関すること
- (4) 有効活用活動 地域活動の場など空き家等の活用に関すること
- (5) 前各号のほか、市長が必要と認めたもの

### (補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条の事業に要する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費 文具類、コピー用紙やインク代など事務用品等
- (2) 燃料費 車両や草刈り機などに要するガソリン代等
- (3) 食糧費 茶菓子代等
- (4) 印刷製本費 チラシの印刷代、写真の現像代等
- (5) 備品費 住宅地図、脚立、草刈り機等（ただし、地域まちづくり組織単位（地域まちづくり組織内の単位自治会を含む。）で購入している備品を除く。）
- (6) 処分費 剪定枝等処分のための持ち込み料
- (7) 車両・機材借用費 樹木剪定に必要な高所作業車両や剪定枝運搬のための軽トラック

等，電動のこぎり等のレンタル代等

(8) 前各号のほか，市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は，前条の規定により算出した対象経費で，市長が認めたものの全額とし，30万円を上限とする。

2 前項の額に，100円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象団体で補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請団体」という。）は，交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 口座振込依頼書

(4) 団体の会則等

(交付の決定)

第8条 市長は，前条の規定による申請を受けたときは，申請の内容を審査し，条件を付して，交付決定通知書（別記様式第2号）により，交付申請団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 交付申請団体は，交付請求書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 振込口座通帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは，概算払の方法により補助金を交付することができる。

(実績報告)

第10条 第8条の交付決定通知書を受けた交付申請団体（以下「交付決定団体」という。）は，補助対象事業が完了したときは，実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付し，市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
  - (2) 事業報告書
  - (3) 事業実績を示す資料
  - (4) 精算書
  - (5) その他市長が指示する書類
- (補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告の内容を審査し、適正な事業と認められる場合、補助金確定通知書（別記様式第5号）により交付決定団体に通知するものとする。

(交付決定の取消・返還)

第12条 市長は、交付決定団体が、次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部もしくは一部を取り消し、また既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を交付決定取消通知書（別記様式第6号）により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定者となった場合
- (3) 補助金を他の用途に使用した場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

2 当該交付決定団体は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年3月31日告示第128号）

平成29年度分の補助金から適用する。